

茨木市障害者相談支援事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）に定めるもののほか、障害者総合支援法第77条第1項第3号に掲げる事業（第2第1項において「障害者相談支援事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2 障害者相談支援事業（以下「事業」という。）の実施主体は、茨木市とする。
2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、事業の全部又は一部を障害者総合支援法第51条の14第1項第1号に規定する指定一般相談支援事業者又は同法第51条の17第1項に規定する指定特定相談支援事業者（以下「事業者」という。）へ委託することができる。

(対象者)

第3 事業の利用対象者は、本市の区域内に居住し、若しくは本市が援護を実施する次の各号のいずれかに該当する者又はその家族若しくは介護を行う者とする。

- (1) 障害者総合支援法第4条第1項に規定する障害者及び同法第4条第2項に規定する障害児
- (2) その他市長が特に必要と認める者

(事業の内容)

第4 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 福祉サービスを利用するための情報提供・相談
- (2) 社会資源を活用するための支援
- (3) 社会生活力を高めるための支援
- (4) ピアカウンセリング（障害者自身がカウンセラーとなり、社会生活上必要とされる心構え及び生活能力の習得に対する個別的援助・支援）の実施
- (5) 権利の擁護のために必要な援助
- (6) 専門機関の紹介

(職員の配置等)

第5 事業者は、次の各号のいずれかに該当する者を1人常勤（専従）で配置するものとする。

- (1) 社会福祉士等のソーシャルワーカーで障害者の相談・援助業務の経験がある者

(2) 保健師、理学療法士、作業療法士等で障害者の相談・援助業務の経験がある者
2 事業者は、事業を効果的に実施するため、専門的知識を有する者を必要に応じ確保するものとする。

(職員の責務)

第6 従事者は、利用者及び利用世帯のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 従事者は、事業の果たす役割の重要性に鑑みて、各種研修会への参加、他の職種との交流等あらゆる機会をとらえ、相談支援技術の向上を図るための自己啓発に努めるものとする。

(運営体制及び設備)

第7 事業者は、職員の勤務時間を調整することにより、夜間、休日等利用度が高いと考えられる時間帯に対応できる運営体制を整備するものとする。

2 事業者は、利用者の安全確保及び保健衛生に十分留意して必要な設備を設けるものとする。

(帳簿等の整備)

第8 事業者は、相談受付票等を備えて、継続的支援に努めなければならない。

2 事業者は、事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分し、その収支を明らかにする帳簿を整備し、5年間保存しなければならない。

(受託者の責務)

第9 第2第2項の規定により事業を受託した者（以下「受託者」という。）は、市と緊密な連携を図り、事業の円滑な実施に努めるものとする。

2 受託者は、市と連携し、公的保健福祉サービスの提供に努めるものとする。

3 受託者は、相談内容、生活支援の状況等について、毎月、事業の実施状況を市に対して報告しなければならない。

(市の責務)

第10 市は、第2第2項の規定により事業を委託したときは、受託者と緊密な連携を図り、事業の円滑な実施に努めるものとする。

2 市は、第9第3項の報告について、必要があると認めたときは、実施状況の調査及び指導を行うものとする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月30日から実施し、平成18年10月1日から適用する。
(茨木市障害者生活支援事業実施要綱の廃止)
- 2 茨木市障害者生活支援事業実施要綱（平成12年10月1日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

